

大分大学医学部附属病院透析予防診療チーム細則

令和7年2月28日制定

令和7年医学部附属病院細則第4-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において、糖尿病患者又は慢性腎臓病患者であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認められる患者（入院中の患者を除く。以下「対象患者」という。）に対し、透析予防に関する重点的な指導管理を行うために設置する、大分大学医学部附属病院透析予防診療チーム（以下「透析予防診療チーム」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 透析予防診療チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 対象患者への指導及び評価に関すること。
- (2) 透析予防の企画及び立案に関すること。
- (3) 透析予防に対する各部署への指導及び助言に関すること。
- (4) その他透析予防に関し必要な事項

(構成)

第3条 透析予防診療チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 内分泌・糖尿病内科又は腎臓内科の科長 1人
 - (2) 糖尿病指導の経験を有する専任の医師 若干人
 - (3) 糖尿病指導の経験を有する専任の看護師 若干人
 - (4) 糖尿病指導の経験を有する専任の管理栄養士 若干人
 - (5) 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の医師 若干人
 - (6) 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の看護師 若干人
 - (7) 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の管理栄養士 若干人
 - (8) 薬剤師 若干人
 - (9) その他病院長が必要と認める者 若干人
- 2 前項各号の構成員は、病院長が指名する。
- 3 第1項第2号及び第5号の委員は、兼ねることができる。
- 4 第1項第3号及び第6号の委員は、兼ねることができる。
- 5 第1項第4号及び第7号の委員は、兼ねることができる。

(透析予防診療チーム長)

第4条 透析予防診療チームに、チーム長を置く。

- 2 チーム長は、前条第1項第1号の構成員をもって充てる。
- 3 チーム長は、透析予防診療チームに関する業務の状況及び検討結果等を、必要に応じて病院長に報告し、意見を具申する。
- 4 チーム長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめチーム長の指名する構成員がその職務を代行する。

(協議)

第5条 透析予防について協議する必要がある場合は、内分泌・糖尿病内科長、看護部長及び透析予防診療チームにより協議するものとする。

(透析予防診療チーム会議)

第6条 本院の透析予防に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院透析予防診療チ

ーム会議（以下「透析予防診療チーム会議」という。）を置く。

（透析予防診療チーム会議の審議事項）

第7条 透析予防診療チーム会議は、第2条各号に掲げる事項について審議する。

（透析予防診療チーム会議の構成）

第8条 透析予防診療チーム会議は、第3条第1項各号に掲げる者をもって構成する。

- 2 透析予防診療チーム会議に議長を置き、チーム長をもって充てる。
- 3 議長は、透析予防診療チーム会議を招集し、その議長となる。
- 4 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

（会議）

第9条 透析予防診療チーム会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 透析予防診療チーム会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（透析予防診療チーム会議の議事の特例）

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより透析予防診療チーム会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について構成員が出席して開催される次の透析予防診療チーム会議において報告しなければならない。

（透析予防診療チーム会議の代理出席）

第11条 議長は、構成員が都合により出席できないときは、構成員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

（構成員以外の者の出席）

第12条 議長が透析予防に関し必要と認めるときは、構成員以外の職員を透析予防診療チーム会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（各診療科等の協力体制）

第13条 各診療科及び中央診療施設等は、透析予防診療チームの円滑な業務遂行のため、診療等が必要となった患者の受入体制を整えるものとする。

（事務）

第14条 透析予防診療チームに関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

（雑則）

第15条 この細則に定めるもののほか、透析予防診療チームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。